第１０４号議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和７年１１月２５日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

みずの塔ふれあいの家の施設の名称の変更に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和３９年中野区条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表４⑵の表中「和室一」を「洋室一」に、「和室二」を「洋室二」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年３月１６日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の別表４⑵の表に掲げる施設に係る中野区行政財産使用料条例第５条の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。